

新型コロナウイルスに関する注意喚起（第 35 報）

2020 年 6 月 3 日（水）

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

- 報道等によれば、昨 2 日（火）、PNG 国会は、非常事態宣言を 2 週間延長する旨を可決しました。現在、PNG 国内において新たな感染例は確認されていませんが、引き続き PNG 政府による各種規制措置を遵守するとともに、手洗い、うがい及び人混みを避ける等の感染予防に最大限努めてください。
- 新型コロナウイルスに感染又はその疑いがある場合には、ホットライン（1800-200）に相談のうえ指示を仰いでください。また、併せて当館（321-1800）にも連絡して下さい。

（注）このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話：321-1800

国外からは（国番号 675）321-1800

E-mail：sceo.j@pm.mofa.go.jp

ファックス：323-0153

国外からは（国番号 675）323-0153

ホームページ：<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>